

令和5年6月21日

事業主様

社会保険労務士法人
金原事務所

社会保険 算定基礎届のお知らせ

梅雨の候、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年も社会保険算定基礎届(健康保険料・厚生年金保険料を決定するための計算)の提出時期が近づいてまいりました。

算定基礎届は、原則として7月1日から7月10日までの間に提出する事となっております。

つきましては、6月支払い分の給与計算が終わりましたら、下記の書類を当事務所までご提出いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 4月・5月・6月支払い分の給与台帳
2. 被保険者報酬月額算定基礎届調査票(同封の書類)
3. 昇給・降給(月額変更)状況調査票(同封の書類)

以上

<注意事項>

- 昨年の7月以降に支払われた賃金について、固定的賃金(月給・日給・時間給・役付手当・家族手当・住宅手当・物価手当・通勤手当等)に変動がある場合は、同封の「昇給・降給(月額変更)状況調査票」にご記入の上、変更月の前月の分からの給与台帳をご提出ください。
- 報酬の一部が現物(衣服・食事・住宅)で支給される場合は、当事務所にご連絡をお願いいたします。
- 通常の方法で算出した標準報酬月額と年間平均で算出した標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じる場合は、1年間の賃金の平均月額を基に標準報酬月額を決定できる場合があります。要件等の詳細は当事務所までお問い合わせください。

ご不明な点がございましたら、金原事務所(Tel:095-823-3900)までご連絡ください。
よろしく願い申し上げます。